

防災・減災日本 CSO ネットワーク 規約

(名称)

第1条

1. 本会の名称は、防災・減災日本 CSO ネットワークとする。
2. 本会の英語名称は、Japan CSO Coalition for Disaster Risk Reduction とする。
3. 本会の略称は、JCC-DRR と表記する。

(目的)

第2条

本会は、「災害に強い社会づくり」に向けて、以下を目的として活動する。

1. 【政策提言】

「仙台防災枠組 2015-2030」および「持続可能な開発目標 (SDGs)」の実施に寄与し、国内外における様々な防災関連会議に市民の目線から貢献していくこと。

2. 【DRR 主流化】

多様なセクターおよび分野で活動する CSO (市民社会組織) の交流を図り、各セクターにおける「DRR 主流化」を実践すること。

3. 【東日本大震災などからの課題や教訓の発信】

東日本大震災などの災害が引き起こす問題やそこからの教訓について、被災者の視点を考慮しながら国内外に発信し、特に、世界の原発災害への備えを強化すること。

(活動)

第3条

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 「仙台防災枠組 2015-2030」および「持続可能な開発目標 (SDGs)」に関連した国内外の取り組みについての情報収集と分析・発信。
2. 「仙台防災枠組 2015-2030」および「持続可能な開発目標 (SDGs)」に関する国内外の CSO および国際機関 (国連防災機関[UNDRR]、国連人道問題調整事務所[OCHA]など)、日本政府 (内閣府、外務省、復興庁など) をはじめとする他のセクターとの情報共有や意見交換。
3. 「仙台防災枠組 2015-2030」および「持続可能な開発目標 (SDGs)」に関連するイベントの開催および参加団体による活動の促進と支援。
4. その他、前条の目的に資する活動。

(活動期間・事業年度)

第4条

1. 本会の活動期間は、2015年10月19日から2030年9月30日とする。
2. 本会の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終了する。

(会員)

第5条

新たに本会の会員になろうとするものは、別に定める会員申込書を運営会議に提出するものとし、以下の要件を満たし、入会が適切であると運営会議が認める場合に、会員となることができる。

1. 本会の趣旨に賛同し、可能な範囲で一緒に行動する意向がある組織または個人であること。
2. 組織の場合、団体名をホームページやパンフレットなどで公表すること。
3. 別途定める年会費を納入すること。

ただし、会員は、別に定める退会届を提出することにより退会することができる。また、会員であっても上記事項を満たさなくなった場合は、運営会議が退会を求めることができる。

(総会)

第6条

1. 総会は、会員で構成し以下の項目について審議し、決定する。
 - a. 中期の活動報告および会計報告の承認
 - b. 中長期的活動方針および予算の承認
 - c. 運営会員の選出と運営会員選出権の運営会議への委任
 - d. 規約の承認および改正
 - e. その他運営会議で必要と認めた重要事項
2. 総会は会員の過半数の出席（委任状の提出または書面や電磁的表決を含む）により成立する。
3. 総会の議決は、出席した会員の過半数の賛成（委任状の提出または書面や電磁的表決を含む）をもって決定する。
4. 総会は、本会の活動期間中、隔年で開催し、本会の代表が招集する。
5. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - a. 運営会議が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - b. 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催請求があったとき
 - c. 監事が招集したとき

(運営会員)

第7条

1. 本会に9以上25以内の運営会員を置く。
2. 運営会員は、総会において、会員から選出する。

3. 運営会員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

(運営会議)

第8条

1. 運営会議は、運営会員をもって構成し、以下の事項を協議し、決定する。
 - a. 代表の選出
 - b. 年次の活動計画および予算の承認
 - c. 総会に提出する議案の作成
 - d. 本会の運営に関し必要な事項
2. 本規約に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議において定める。
3. 運営会議は、運営会員の過半数の出席（委任状の提出または書面や電磁的表決を含む）により成立する。
4. 運営会議の議決は、出席した運営会員の過半数の賛成（委任状の提出または書面や電磁的表決を含む）をもって決定する。
5. 運営会議は本会の活動期間中、運営会員が必要と認めたときに開催する。

(代表)

第9条

1. 本会は、2名以内の代表を置くこととする。
2. 代表は、運営会議の互選により選出する。
3. 代表の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

(事務局)

第10条

1. 事業の円滑な実施運営のために、運営会議は事務局を置くことができる。
2. 運営会議は、必要に応じて事務局長を置くことができる。

(監事)

第11条

1. 本会の活動および財務状況を監査するために、1会員以上の監事を置く。
2. 監事は、運営会議が選任する。
3. 監事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

(法の遵守)

第12条

1. 本会の運営に際しては、日本の国内法を遵守する。
2. 会員が日本の国内法を遵守しない場合は、総会において除名を求めることができる。

(規約の改正)

第13条

本会の規約は、総会の決議により改正することができる。

(附則)

1. 本規約は、2015年10月19日から施行する。
2. 本会の呼びかけ団体は、次に掲げる団体とする。

特定非営利活動法人 うつくしま NPO ネットワーク

公益財団法人 ケア・インターナショナルジャパン

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター

国連生物多様性の10年市民ネットワーク

一般財団法人 CSO ネットワーク

特定非営利活動法人 CWS Japan

特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会

特定非営利活動法人 シャローム

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

世界女性会議岡山連絡会

男女共同参画と災害・復興ネットワーク

一般社団法人 地域連携プラットフォーム

特定非営利活動法人 DPI 日本会議

特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン

特定非営利活動法人 日本イラク医療支援ネットワーク

公益財団法人 日本 YMCA 同盟

一般社団法人 ピースボート災害ボランティアセンター

東日本大震災支援全国ネットワーク (JCN)

特定非営利活動法人 ふくしま NPO ネットワークセンター

特定非営利活動法人 ふくしま地球市民発信所

一般社団法人 ふくしま連携復興センター

一般社団法人 みやぎ連携復興センター

みやぎジョネット (みやぎ女性復興支援ネットワーク)

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン

3. 本規約の一部を、2020年9月30日に改正する。

以上